**「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト（以下、医療機関リスト）」**

**について**

○当該医療機関リストは、患者や医療機関等の利便性や行政サービス向上のために、外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめ、外国人患者が安心して受診できる体制を整備することを目的としています。

○外国人患者の受入に関しては従来様々なリストがあり、①外国人受入の姿勢に差がある、②一元化されておらずわかりづらい、などが指摘されておりました。

そのため、①各都道府県が各医療機関の受入に係る適格性について審査を行い、②厚生労働省と観光庁が共同で作成したものが、今回ご協力いただいた一元化された「医療機関リスト」となります。今後「訪日外国人旅行者受入れ可能な医療機関リスト（以下、観光庁リスト）」の更新は行わず「医療機関リスト」の更新を行っていく予定です。

○　今回の「医療機関リスト」に掲載される医療機関は、前提として外国人患者への診療に協力する意志がある医療機関です（従来の観光庁リストに掲載されていたもの）。その上で、都道府県によって選出された外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関やJMIP等の分類の記載も行われます。

　外国人患者への診療に協力する意志がある医療機関であっても、適格性がないと判断された医療機関は、当該医療機関の合意をとった上で「医療機関リスト」から削除しています。

　（※今後も、都道府県によって医療機関の適格性が審査され、その結果を反映して「医療機関リスト」を更新していきます）

＜概念図＞

**※必要に応じて医療機関を追加**

外国人患者を受け入れる医療機関

訪日外国人旅行者受入れ

可能な医療機関など

**JMIP**

**都道府県によって選出された外国人患者を**

**受け入れる拠点的な医療機関**

(1)カテゴリー１　（都道府県で1つ以上）

**JIH**

(2)カテゴリー２（二次医療圏に1つ以上）

**※不適格な医療機関は削除**

○　また、従来の枠組みに加え、今回新たに「都道府県によって選出された外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」を選出しています。これらは、地域の医療体制を考慮し都道府県によって選出された医療機関となります。（１）入院を要する救急患者に対応可能（２）外国人患者を受入可能な医療機関という二つの観点から選出しております。医療機関リスト上では、以下のように記載を行っています。

■都道府県によって選出された外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関

　　カテゴリー１：入院を要する救急患者に対応可能な医療機関

　　カテゴリー２：診療所・歯科診療所も含む外国人患者を受入可能な医療機関

＜今回の「医療機関リスト」への掲載対象/非対象 整理表＞

非対象

医療機関リスト掲載の対象

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| リスト掲載の要件各医療機関 | リスト掲載への適格性の有無※ | 外国人患者への診療に協力する意志 | 都道府県が地域の医療体制を考慮し拠点として選出 |
| 都道府県によって選出された外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関 | 有 | 有 | 選出有り |
| 観光庁リストにあるが都道府県から選出されなかった医療機関 | 有 | 有 | 選出無し |
| 観光庁リストから削除された医療機関 | 無 | －(削除の合意有) | 選出無し |

※今後「医療機関リスト」を更新する際は、適格性の有無を第一条件とする予定。

* 今回厚生労働省のホームページで公表されるのは、５月末の第一回提出締切りまでに都道府県から提出されたリストをとりまとめたものです（JNTOのHPには追って掲載されます）。９月末の第二回提出締切りに回答予定の都道府県については、特に申し出の無い限り、従来の観光庁リストに掲載されていた医療機関が今回の「医療機関リスト」に掲載されています。